

消費生活モニターを募集します。

北海道が北海道消費生活条例に基づき、道内市町村に配置している消費生活モニターを募集します。

- 応募資格：町内に居住する20歳以上の方で、日常生活のための商品（食品、日用雑貨など）及びサービス（クリーニング、理美容など）の購入を日常行っていて、北海道が主催するモニター研修会に出席できる方
- 募集人員： 1名（応募者多数の場合は選考します。）
- 申込締切： 3月7日（月）
- 申込先： 遠別町役場経済課商工水産係（7-2115）
- 主な業務： 生活必需品の価格等状況調査（月1回）
商品及びサービスの表示等の調査（年4回程度）
アンケート調査への回答（年1回程度）
その他必要に応じ意見等の提出
- 任期： 平成23年4月1日～平成24年3月31日
- 謝礼金等： 謝礼金として月額1,800円（年額21,600円）（予定）、研修会等の出席に必要な経費は、北海道の規定に基づき支給

遠別町消費者生活相談員を募集します。

- 応募資格： 町内に在住する20歳以上の方。
- 募集人員： 1名（応募者多数の場合は選考します。）
- 申込締切： 3月7日（月）
- 申込先： 役場経済課商工水産係（7-2115）
- 主な業務： 消費者相談
- 任期： 平成23年4月1日～平成24年3月31日
- 報酬等： 無償

お知らせです！！

ほのぼの・ふれ愛券の利用について

昨年9月9日開催の遠別町敬老会において配布しました「ほのぼの・ふれ愛券」の**有効期限は平成23年3月10日**です。期限を過ぎますと利用ができなくなりますので、お早めにご利用ください。

No.005000

ほのぼの・ふれ愛券
食事・買物共通券

500円


そももん

*この券は、登録された事業所及び商店等での食事・買物にご利用できます。
*この券は、現金との引き換えはいたしません。
*この券は、発行者印のないものは、使用できません。
*この券の有効期限は、**平成23年3月10日**です。
(事業所及び商店等からの換金請求期限は平成23年3月31日です。)

 発行者
天塩郡遠別町字本町3丁目37番地
遠別町長 

「訂正及びお詫びについて」

日ごろから、議会活動に注視いただき、更に議会だよりを拝読いただきありがとうございます。

つきましては、平成23年1月25日発行の「議会だより第60号」の紙面、3ページの文面中の、「宿泊待機料金が1泊当たり2万3400円加算しなければならぬ。これまで利用団体が払っていたものを単価に加えた。」と登載いたしました。これまで利用団体が、このような金額を支払っておらず、文書内容に事実とそぐわない内容がありました。

この件につきまして、関係者に多大なご迷惑をかけましたことに付き、訂正しお詫びを申し上げます。今後とも、議会だよりの発行にあたりましては、充分内容確認のうえ発行いたします。

平成23年 2月21日

遠別町議会議長 西 畑 広 男

みんなで支える家族介護を目指して

家族介護教室のご案内

笑顔で生活するために

褥瘡（床ずれ）予防について学んでみませんか？

褥瘡（床ずれ）は主に、

寝たきりの高齢者に発症しやすいことは

ご承知のことと思います。

褥瘡（床ずれ）は、起こさないこと、

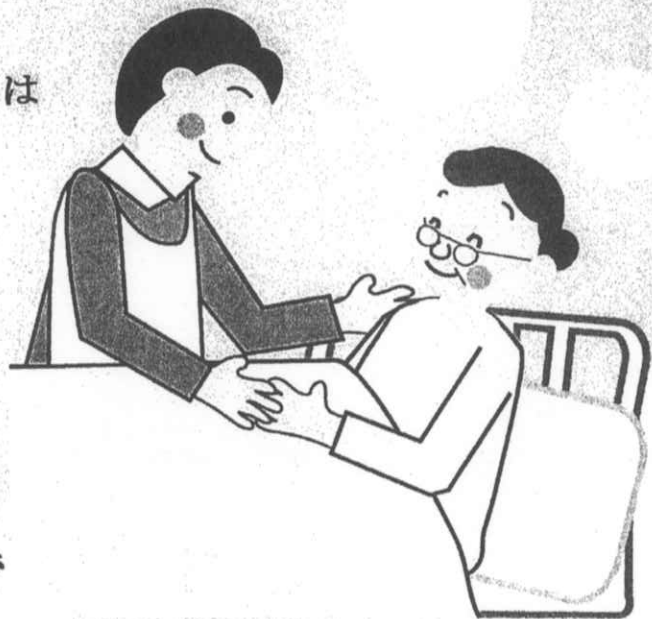
予防が大切だと言う事を

ご存知ですか？

ちょっとした工夫とコツで

笑顔で過ごせる生活を

痛い思いをさせるのは家族にもつらい事です



日時 平成23年 3月18日（金）午後6時30分から
（1時間半程度を予定しています）

場所 ふれあいステーション

講師 留萌市立病院 看護師 田中美保氏

○申し込み

3月15日までに友愛苑（7-3402）へ電話で申し込んでください

